

平成31年度八王子市農業委員会第10回総会会議録

- 1 開催年月日 令和2年1月31日 金曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時00分 まで
- 4 出席委員 (19名)

農業委員会委員

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 番 米 津 元 一 | 2 番 熊 澤 治 彦 |
| 3 番 青 柳 有 希 子 | 4 番 中 西 伸 夫 |
| 6 番 有 竹 満 次 | 7 番 小 林 裕 恵 |
| 8 番 菱 山 史 郎 | 9 番 坂 本 真 一 |
| 10 番 田 中 政 博 | 11 番 村 松 徹 |
| 12 番 峰 尾 達 雄 | 13 番 山 田 正 |
| 14 番 門 倉 豊 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 18 番 福 田 一 訓 | 19 番 三 上 正 治 |
| 21 番 石 川 研 | 22 番 井 上 正 芳 |

- 5 欠席委員 (3名)

- | | |
|--------------|------------|
| 5 番 原 島 元 義 | 17 番 内 田 茂 |
| 20 番 町 田 裕 通 | |

- 6 事務局職員出席者

- | | |
|--------------|-------------|
| 事務局長 山 崎 光 嘉 | 課 長 音 村 昭 人 |
| 主 査 黒 田 康 雄 | 主 査 上 原 裕 之 |
| 主 事 萩 原 健 太 | 主 事 岩 佐 達 憲 |

平成31年度（2019年度）
八王子市農業委員会 第10回総会 議題

（令和2年1月31日）

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第7 特定農地貸付の承認について
- 第8 特定農地貸付の承認（変更）について

【報告案件】

- 第9 農地の権利取得の届出について
- 第10 農地の賃貸借の合意解約について
- 第11 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、平成31年度八王子市農業委員会第10回総会を開会します。欠席通告のあった委員を報告します。第5番原島元義委員、第17番内田茂委員、第20番町田裕通委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1 「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
12月1日から12月31日までの届出分（6件）
第2 「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
12月1日から12月31日までの届出分（29件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。ございませんので、進行します。第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3について「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。
（4件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありますか。

農業委員

番号2で、都道府県からの指示事項に「○」が入っていないのはどうしてですか。

事務局

転用の届出が出ている土地については、都の指示を仰ぐ必要がないため、「○」を入れないことになっています。

議長

他に質問・意見はありますか。ございませんので進行します。

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。(8件)

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」。

貸し手について、住所は片倉町、設定する土地は川口町の土地

1筆、888㎡。利用権の種類は「賃借借」、期間は5年間。

借り手について、法人、所在地は川口町、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は3,298㎡。主たる経営作物は露地野菜、農業従事者は3人、農作業従事日数は年間270日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、本日、担当委員が欠席されています。事務局が調査報告書を預かっておりますので代読願います。

事務局

それでは、ご報告いたします。1月17日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、株式会社の代表取締役から、今後の作付計画を伺いました。先ほど、事務局の説明にもありましたが、株式会社は元々は障害福祉や介護保険などの事業を展開する福祉法人でしたが、多角化の一環で平成29年2月に新規就農し、平成31年3月には認定農業者の認定を受けています。収穫した野菜は直売所などで販売するほか自前のレストランで使用し、形の悪い野菜は煮物やクッキーなどへの加工も行っています。特に、障害者の農作業体験

に力を入れており、スタッフの指導のもと、1日平均7人の利用者が5時間程度農作業にあたっています。現在、畑の南部分では、所有者了解のもと試しにニンジンとハクサイを育てていました。代表によると、南の一部でコガネムシが大量発生してしまい、収穫どころではなかったそうです。確かその場所は昔堆肥置場だった場所でした。障害者の利用者が作業をするため、無農薬栽培に取り組んでいるそうですが、このままではいい野菜が育ちません。使用方法をしっかりと守れば農薬が悪いということはありませんので、まずはダイアジノンや石灰窒素などで土壌消毒を行うよう提案しました。代表としても、せっかく野菜を作っても商品にならないことが多く、無農薬一辺倒でやってきたこれまでのやり方が岐路にたっていると常々考えていたようで、検討したいと言っていました。ご自身の経営のことを真剣に考えている方です。今後も川口を中心に経営面積を広げていきたいということですので、がんばっていただきたいと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。

農業委員 IT化という文言が計画のなかにいくつか入っていますが、具体的にどのようなことを進めていくのですか。

事務局 経理でのIT化ということだと理解しています。

農業委員 無農薬栽培が難しいので改善をしたほうがいいという提案をしたと言いましたが、その後はどのように関わっていくのですか。

事務局 委員の方たちは地区ごとに担当を持っており、普段から自分の担当地区のことを気にかけてもらっているので、今後もアドバイスや見回りをしていただけるものと理解しています。

農業委員 農福連携は、農業の知識が乏しいなかでやっていくのは厳しいという話を聞きます。市にはしっかりフォローしてもらいたいと要望します。

議長 他に質問・意見はありませんか。

農業委員 周りに遊休農地があるということですが、貸し借りに結びつけることは可能でしょうか。

事務局 当該地の北側に、既に借りている農地が2筆あり、事業所も川口町にあります。ご本人もその近くで農地を借りていきたい意向があるようです。土地所有者の意向もありますが、市街化調整区域でしたら八王子市農地バンク制度を使ってもらいたいと思います。なお、今回の農地については、ご本人からの要望を受けた市が所有者の意向を確認して貸借に結びつけたものです。

議長 他に質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第5については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は戸吹町、設定する土地は戸吹町の土地

1筆、1,076㎡。利用権の種類は「使用貸借による権利」、期間は5年間。

借り手について、東京都の新規就農希望者経営計画支援会議で助言を受けた者、個人、住所は中野上町。主たる経営作目は露地野菜、農業従事者は1人、農作業従事日数は年間310日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 それでは、ご報告いたします。1月21日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人から今後の作付計画を伺いました。借受人は大学卒業後、東京消防庁に11年間在籍した方です。平成29年から2年弱、野菜栽培の研修を受けており、ハウレンソウの栽培に力を入れたいと考えているそうです。今回は、市の農地バンクのマッチングによるものです。南向きの緩やかな傾斜の畑で、現在は作付けがないものの、全体に耕うんがかかっていました。所有者にも立ち会ってもらいましたが、数日前の雨の後にイノシシが入り所々荒らされてしまったと言っていました。借受人には、電気柵を設置するなど、獣害からの防除を検討するように伝えました。出荷先については、すでに犬目町の園芸センターとイーアス高尾のわくわく広場に置くことになっているそうです。非常に真面目な性格で、ガッツもあります。個人の経営ということで大変な面も多いかと思いますが、戸吹町を中心に耕作面積を広げたいと考えているようですので、頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第7「特定農地貸付けの承認について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「特定農地貸付けの承認について」

申請者について、住所は川町。

貸付対象農地は小比企町にある土地5筆、計1,766㎡。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 それではご報告いたします。1月17日、事務局及び農林課と対象の農地を確認するとともに、申請者の特定活動非営利法人の理事長、土地所有者から話を伺いました。申請地の周辺は、肥培管理された畑に囲まれており、大きな道には接していませんが、赤道に接し、利用者はそこを通ることになります。所有者はほかにも所有している畑があり当該地の畑は、年2回草刈りをしているだけの状況とのことでした。水は、雨水をタンクに貯めて利用できるようにするそうです。募集の方法としては、会報やポスター掲示、インターネットを通じて募集するとのことでした。この地区にも耕作されていない畑がほかにもありますが、このようにNPOなどが貸農園をするなどして、少しでも遊休農地が解消されるのは良いことだと思うので、頑張ってくださいと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。

農業委員 今回の貸付けでは、市はどのように関わっているのですか。

事務局 市は土地所有者からいったん農地を借り受け、その上で特定活動非営利法人に貸し出しています。

農業委員 このような取組がもっと広がるといいと思います。

事務局 ぜひ農業塾の卒業生に担ってもらいたいと考えています。

議長 他に質問・意見はありませんか。

農業委員 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の概要に、農地の貸付けの要件のなかで「10アール未満の農地」とあります。今回、農地の合計面積は1,766㎡ですが、どう解釈するのでしょうか。

事務局 1区画が10アール未満という意味です。

農業委員 どのような区画割りを予定しているのですか。

事務局 1,766㎡のうち1,500㎡を用いて30区画貸し出します。

議長 他に質問・意見はありませんか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、承認することに決定しました。第8「特定農地貸付けの承認（変更）について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「特定農地貸付けの承認（変更）について」

所有者について、住所は東中野。

変更前の貸付対象農地は東中野にある土地3筆、計621㎡。

このうち、東中野の土地1筆の一部、208㎡が50㎡に変更。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、本日、担当委員が欠席のため、事務局で調査報告書を預かっておりますので代読願います。

事務局

それではご報告いたします。1月20日、事務局と対象の農地を確認するとともに、申請者の農林課市民農園担当者及び土地所有者から話を伺いました。申請地は、由木東小学校から南東、約400mの場所に位置します。今回は八王子市が開設している「東中野農園」の、区画の一部を閉鎖し削減するという変更申請です。面積の削減のみで、それ以外の内容変更はありません。現地は宅地に囲まれた農園で、現在は空き区画もない市民農園と聞いています。レクリエーション農園として、空き区画のない農園で区画を減らすのは本来厳しいのかもしれませんが、今回の場合はやむを得ないのではないかと思います。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。

農業委員

蔵は減らす部分に建っていたのですか。

事務局

その通りです。

農業委員 以前は、農家の住宅として使われていたのですか。
事務局 蔵と畑がありました。
議長 他に質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第8については、これを承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、承認することに決定しました。
第9「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第9「農地の権利取得の届出について」を報告。（8件）
議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。
第10「農地の賃貸借の合意解約について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第10「農地の賃貸借の合意解約について」を報告。（1件）
議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。
第11「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第11「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。
議長 （2件）
報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。
以上で、本総会議題の全日程は終了しました。
ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第9番 坂本 真一 委員

第10番 田中 政博 委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、平成 31 年度八王子市農業委員会第 10 回総会を閉
会します。

《午後 3 時 0 0 分閉会》